

## スポーツ施設の使用料見直しに関する個別方針 R8.5 策定

### 1 趣旨

公共施設使用料の見直しに関する基本方針（令和7年5月）（以下、「基本方針」という。）において、スポーツ施設は別途個別に使用料を算定すべき施設とされていることから、基本方針の趣旨を踏まえつつ、スポーツ施設の特性に応じた使用料の見直しに関する方針を個別に定めます。

### 2 使用料の算定方法

使用料は、以下の計算式により算定することとします。

$$\text{使用料} = \{ \text{原価（運営経費 + 機能維持のための工事費）} \} \times \text{受益者負担割合}$$

### 3 スポーツ施設の特性に応じた算定経費（コスト）の定義

基本方針では、施設の整備にかかる経費は原則として算入しないものとしています。しかし、スポーツ施設は他の施設と比較して、利用による施設・設備の摩耗や損傷が激しいという特性があります。

このため、スポーツ施設においては、耐用年数内において定期的に発生する機能回復のための改修工事費についても、実質的な維持管理経費と見なし、算定原価に算入します。

#### 【原価（コスト）の区分】

| 施設にかかる経費    |                     |                                 | 算定経費 |
|-------------|---------------------|---------------------------------|------|
| 施設の整備にかかる経費 | 建設費、用地取得費、市債償還元金・利子 |                                 | ×    |
|             | 工事費（大規模改修費）         |                                 | ×    |
|             | 工事費（機能回復などの改修費）     |                                 | ○    |
| 施設の運営にかかる経費 | 人件費                 | 施設の維持管理や運営にかかる職員の人件費            | ○    |
|             | 物件費                 | 需用費や委託料など、サービスの提供や施設の維持管理に必要な経費 | ○    |
|             | 維持補修費               | 施設や設備の修繕料                       | ○    |
|             | 減価償却費               |                                 | ×    |

※ 指定管理者制度を導入している施設については、指定管理料（指定管理施設修繕除く）と、市の歳出のうち上記の算定経費に該当する経費に、指定管理者使用料収入を加算した経費を使用料算定における原価（コスト）とします。

### 4 受益者負担割合の設定

本市のコミュニティ施設等における受益者負担割合は、原則として市と利用者がコストを折半する50%を基本としています。

一方で、スポーツ施設は、特定の利用者が一定時間占有して利用する「選択的」な性質が強い施設であるため、他施設の受益者負担割合（50%）との均衡を考慮しつつ、施設特性に応じた適正な負担を求める観点から、スポーツ施設の受益者負担割合は「75%」に設定します。

## 5 社会的要因による金額の調整

適正な使用料の設定にあたっては、原価に基づく算定を原則とした上で、以下の項目に基づき所要の調整を行います。

### (1) 近隣施設・民間施設等との均衡

スポーツ施設は、利用者が近隣自治体や民間施設との比較に基づき利用を選択する傾向があります。算定額が周辺相場から著しく乖離し、利用者の混乱や極端な利用控えを招くおそれがある場合は、利便性や市民サービスの継続性を考慮し、政策的に金額の調整を行えるものとします。

### (2) 激変緩和措置

改定による急激な負担増を避けるため、基本方針の規定に準じ、改定後の使用料の上限を原則、現行の1.2倍、下限を0.8倍の範囲内を原則とします。

## 6 スポーツ施設の営利使用料設定について

### (1) 基本的な考え（目的と理由）

適正な受益者負担の原則に基づき、営利加算倍率を2倍として新設します。

当該加算倍率の設定値については、コミュニティ施設等（3倍）に比べ利用率が高いスポーツ施設の実態や近隣市（2倍）との均衡を考慮し、利用者への負担転嫁の抑制と、市民需要の市外流出防止を考慮した数値とします。

また、加算対象については、本市のスポーツ振興に寄与している地域貢献的な教室・レッスン事業について、民間事業者の活力を活用し市民のスポーツ機会を安定的に確保する観点から、営利法人による利用であっても実態に即して一律の営利判定は行わず、安定的な利用環境の継続に配慮するものとします。

### (2) 営利適用の判定基準

#### ・営利対象とするもの（2倍）

活動の性質に照らして合理的と認められる水準を大幅に超える参加費徴収や、物品販売を主目的とするなど、営利性が著しいものに限定。

#### ・営利対象外とするもの（一般料金）

主な例：地域貢献的な教室・レッスン事業等、利益率が低く、かつ本市のスポーツ振興に寄与すると認められる活動など。

## 7 小中学校体育施設使用料について

小中学校体育施設については、教育委員会が管理する教育施設であり、スポーツ利用に係る維持管理コストの個別算定が困難なことから、他のスポーツ施設の改定率に準じた水準等により見直しを行います。

なお、教育施設の使用の観点から営利使用は適さないため、営利使用料設定はしません。

## 8 見直しサイクル

社会情勢、施設・設備の状態及び利用状況の変化を適切に反映させるため、他の公共施設と同様に、原則として「5年ごと」に定期的な見直しを実施します。

なお、人件費や物価の急激な上昇など社会経済情勢に著しい変動が生じた場合、または指定管理者制度を導入している施設については選定期間に合わせて前倒しで見直しができるものとします。